

25世児第843号
平成26年3月31日

明正小学校新BOP学童クラブ父母会
会長 高取 亮太 様

世田谷区子ども部児童課長 小野 恭子
世田谷区教育委員会事務局
生涯学習・地域・学校連携課長 水野 聰

要望書に対する回答について

日頃より、新BOP事業をはじめとする児童の健全育成にご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、平成26年度要望書につきまして、下記のとおり回答をさせていただきます。

記

要望1 育成時間を拡大して下さい

開所・閉所時間がそれぞれ15分拡大となったことは嬉しく思います。しかしながら、その拡大時間は、多くの保護者の勤務場所・勤務時間の実態からして十分ではありません。保育園と異なりお迎えが義務ではないものの、特に冬場など早くに暗くなる季節などは安全の確保の観点より、お迎えにゆきたいと思いつつも、都心の職場勤務では閉所時間に間に合いません。今一度、利用者の実態把握をきちんとした上で育成時間の拡大・見直しをお願いします。当父母会としてはアンケートでもっともニーズの多い、開所は8時から、閉所は19時までの育成時間の拡大を要望します。

子ども子育て支援新制度の事業計画の策定に向け、検討してまいります。

要望2 対象学年を6年生までに延長して下さい。

昨年8月の子ども・子育て支援法の制定、児童福祉法の改定により、学童児童対象年齢が6年生に広がり、国は設備や運営の統一基準を制定すること、市区町村は利用者ニーズを調査して条例で基準を定めることが法定化されました。世田谷区でも「子ども子育て会議」が設置され、2015年の本格施行に向け検討が開始されていると聞いております。

長年たくさんの父母会が要望を続けてきた対象学年の延長が、国の指針として法定化されたことは喜ばしいことです。子ども子育て会議での会議内容の開示、現時

点での本件についての進捗状況、2015年度の本格施行までのプロセスについてご教示下さい。

尚、学童の6年生までの延長が決まれば問題となりませんが、学童卒児童のお弁当持参について要望があります。本年度は夏前より学童卒の4年生に限って申請をすれば弁当持参が許可となりましたが、5年生・6年生は依然認められていません。5年生・6年生といえども、保護者のいない自宅で弁当を一人で食べることが自立であり、育成面でもよいという考え方は、一般社会通念上もあり得ない話だと思います。大人と異なり食事をとる場所を自由に選択できない子どもであることに思いを寄せ、必要に迫られる5年生・6年生についても弁当持参を許可としていただけるよう要望します。

子ども子育て支援新制度の事業計画の策定に向け、検討してまいります。

要望3 長期休暇中の弁当購入システムを構築して下さい。

保護者の就労環境も様々であり、突発的な出張なども含み、子どもの登所時間にあわせた弁当作りができないという声が多く聞かれます。また昨今の猛暑もあり、食中毒の不安もぬぐえません。希望者については学童でお弁当を購入できるシステムを構築して下さい。

現在、学校給食のない日の昼食については、児童の家庭事情に配慮し、各ご家庭でご用意いただいている。ご協力をお願いします。

要望4 BOP棟の天井面の補強、集中豪雨時の床上浸水の対策を講じて下さい。

本件は昨年の予算要望で要望しながらもまだ解決に至っていない問題です。BOP棟の天井面については、「落下の心配はない」との回答をいただいたものの、「大空間の非構造部材の調査を検討する」とされた回答については、その後調査、進展はありません。また、集中豪雨時の床上浸水についても、「状況などを確認し、関連所管に相談しながら検討」との回答をいただいたものの、なんら進展はなく、本年も豪雨時にはBOP棟の前に土のうを積み上げ危険を回避している状況です。昨今の不安定な気象状況からしても、至急予算をつけていただき、雨水排水対策など、抜本的な対策をお願いします。

抜本対策については今後も関連所管に要望してまいります。

要望5 大規模化に備えた職員配置人数の見直しを求めます。

本年度は応援職員による常勤職員の加配措置をいただきありがとうございました。

しかしながら、現在の配置基準は、学校の教育現場の生徒40人体制との比較にお

いて、また、現場では学童児童のみならず数百名からなるBOP児童への対応を求められることからも、特に常勤職員の数は明らかに足りておりません。職員の方々の努力にも限界があり、今後何か事故が起きてしまった際、その理由が見るべき子どもの人数が多すぎ目が届かなかつたことに起因するとしたら、児童・保護者・職員・行政ともに大変に不幸なことです。生活の場である学童クラブが安全で安心な場所であり続けるために、しっかりと管理・運営のできる職員配置となるよう職員配置人数の見直しを要望します。

職員の配置については、現行基準による配置となりますぐ、要配慮児童数や各新BOPの施設状況等も勘案し、必要に応じて指導員や臨時職員の加配も行っております。

新BOP運営は、新BOP事務局長をはじめ、児童指導職員、新BOP指導員、臨時職員という職員全員による一体的な運営により充実を図ってまいります。

以上